



日時	令和8年2月18日（水）10:00～11:40
場所	旭川市総合庁舎7階大会議室C
出席者	<p>（委員） 遠藤委員・河崎委員・佐々木委員・西委員・長谷川委員・靱岡委員 （所管部局） 熊谷総合政策部長 総合政策部財政課 小澤次長・今田主幹・新田主査 行財政改革推進部公共施設マネジメント課 今野課長・佐々木主幹・岩崎主査 （事務局） 行財政改革推進部行政改革課 梶山課長・中山課長補佐・水沢主査</p>
公開・非公開の別	公開
会議資料	<p>次第 資料1 使用料・手数料の見直し案 資料2 使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について 別紙1：「使用料・手数料の見直し案」に寄せられた御意見と旭川市の考え方 別紙2：使用料・手数料の見直し案（修正案） 資料3-1 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）【概要版】 資料3-2 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案） 資料3-3 参考 地域集会施設の貸室 資料4 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続について 別紙：「地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）」に寄せられた御意見と旭川市の考え方</p>
議事要旨	
1 開会	・佐々木会長の進行で開会した。
2 議題	
(1) 使用料・手数料の見直し案について	
(2) 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）について	
議題の説明	・事務局から、資料に基づき、概要の説明があった。
質疑応答	<p>・以下の質疑応答があった。 （委員） 旭山動物園の新料金案及び修正案では、市民と市民以外の料金が異なる。同様に市民以外の料金を設定しているものはあるか。観</p>

光目的の利用が多い施設については、特に実施すべきだ。また、外国人についてももう少し負担を求めても良いのではないか。

(所管部局)

旭山動物園はその収支計画に基づき料金を算定するため、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の対象外だが、併せて見直すものである。他の公の施設にも同様の考え方を取り入れることはあり得るが、今回の見直しには含めていない。

(委員)

旭山動物園の観光地としての価値を踏まえれば、市民以外の料金設定は低すぎるのではないか。2,000円以上でも妥当とを感じる。

(所管部局)

他の動物園では、これより低い料金を設定している施設もあり、乖離が大きくなるよう配慮した料金設定としている。

(委員)

日本を代表する動物園であるので、他の動物園より高い料金を設定してもよいと思う。

(委員)

提供する価値に見合ったものとして、より高い料金を設定することや、それによってさらに価値を高めていくという考えもある。全体として市民以外の受益者には、もっと負担を求めるべきではないか。

(委員)

全国的な例では、観光地の料金について、住民・都道府県民・日本人・外国人の4区分で分けることがある。特に、インバウンドには、しっかりと受益者負担を求めてよいのではないか。

(委員)

旭山動物園は、中学生以下の料金が無料だが、外国人であっても中学生以下は無料なのか。

(所管部局)

年齢で区分している。

(委員)

市民以外、特に外国人については、中学生以下の年齢であっても、負担を求めるべきではないか。500円などの少額でもよいと思う。通常料金との金額差や他の観光・施設とのセット料金を設定するなど負担を感じにくくさせるような工夫は様々あると思うが、いずれにしても受益者が負担していない部分の金額については旭川市民全体で負担しているということになる。

(委員)

議題の全体に対する意見だが、市民以外の方が利用するときに

は、受益者負担の割合を高めるべきではないか。例えば、負担割合が受益者 50%、市費 50%で利用者が市民以外の場合は、市民以外の方の利用コストの 50%を旭川市民全体で負担していることになる。

(委員)

団体利用の場合は、団体の構成員が市民か市民以外か判断しにくいこともあるかもしれない。この場合、代表者で判断するのか、団体の構成比率で判断するのかなど手法を検討する必要がある。

(所管部局)

近郊の町村等におけるパークゴルフ場や入浴施設などにおいても、住民の利用料金は低く、住民以外の利用料金は高く設定されているものがある。旭川市民がこうした施設を利用するときには高い方の料金を支払っている。団体利用に比べれば、個人利用の方が導入しやすいかもしれない。

(委員)

今回の改定は、令和 2 年 4 月から 6 年以上経過した令和 8 年 10 月としている。取組指針では 4 年を目途としているところ、見直しまでの期間が延びた理由を確認したい。また、公民館等の空調設備等に対する改善なども実施してもらいたい。前回の見直しは令和 2 年 4 月とのことだが、こうした改修等のコストもかかることから、利用者が受益者として負担することは必要と思う。今後はどうに見直していくのか。

(所管部局)

使用料・手数料は、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、4 年を目途に定期的に見直すこととしている。前回の見直しからは 6 年が経過しているが、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で適切なコスト算定ができなかったことから、今回は令和 4 年度から令和 6 年度の実績を基に、施設の運営にかかった対象コストを算出している。今後も指針に基づき、定期的に見直していく。

(所管部局)

前回の見直しに関する条例改正については、市議会から「使用料・手数料の見直し等については、改定後においても施設の利用率などの状況の変化を見極めながら、定期的な見直しとは別に、必要に応じて個別の課題解決に対応すること。」と附帯決議を受けている。例えば、東光スポーツ公園の球技場について、利用率が低い時間帯の利用促進を図るため、利用団体からの意見等も踏まえ、令和 3 年度から使用時間区分を変更するなど、個別の課題解決への対応も含めて進めている。

(委員)

大雪アリーナの新料金案は当初の改定率が1.5倍だったものが、修正案では1.29倍になっている。これは使用料の算定が現行の1.5倍を超えており、上限として1.5倍になったものか。

(所管部局)

修正前の新料金案については、端数処理による切り上げで1.5倍と記載しているものであり、上限により1.5倍としたものではない。

(委員)

大雪アリーナの改定率が夏期間、冬期間ごとに一律となるのはなぜか。

(所管部局)

まず施設全体の運営にかかった対象コストを算出し、そのうちサービスに応じて設定した受益者負担割合分が受益者負担コストとなる。ここから、貸室などの専用使用料については「1時間・1㎡単価」を算出して面積と時間を掛けて算定するため、このような改定率となっている。

(委員)

公民館などの地域集会施設は高齢者やボランティア団体などが使い、スポーツ施設は現役世代が利用することが多いのではないかと思う。こうした別の属性の方が利用する施設についても料金の算定方法は一律か。

(所管部局)

負担割合は、施設の利用者属性ではなく、サービスの性質に応じて設定している。広く市民に及ぶ義務的なサービスは市費負担100%、受益者負担0%で、児童館などが該当する。広く市民に及ぶが選択的なサービスは市費負担50%、受益者負担50%。キャンプ場など民間でも提供しているものは、便益が特定されるサービス及び民間と競合するサービスとして市費負担0%、受益者負担100%としている。

(委員)

現在50%ずつの負担割合について、例えば、受益者負担の割合を70%にするなどの検討はしているか。

(所管部局)

平成17年2月に「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を策定してから、負担割合の変更はしていないところである。

(委員)

今後は、その変更も検討してもらえればと思う。

(委員)

地域集会施設について、受益者負担の割合はどうなっているか。
(所管部局)

地域集会施設については、将来を見据え、共通基盤化を進めてきており、令和2年4月からは第1段階の見直しとして、それまで施設類型ごとに受益者負担割合や区分が異なっていたものを、受益者負担50%に統一し、部屋の広さに応じた料金設定としたところである。

なお、公民館及び農村地区センターでは、生涯学習活動団体などが減額対象となっており、令和5年度のこの会議や包括外部監査での意見を踏まえて、次の段階に向けて検討を進めることとしている。

(委員)

施設老朽化に伴う修繕増なども課題である。商業施設を借りる等の検討もしているのか。

(所管部局)

長期的には人口減に伴う税収減も見込まれるため、維持管理や場所も検討していかななくてはならない。中央公民館や神居公民館など、建築年数経過による老朽化等の課題が生じており、公民館の在り方の検討を進めていきたい。

(委員)

学校施設との複合化も検討しているか。大きな相乗効果が得られないかと期待したい。子どもの居場所づくりなども含めて、市が進める様々な政策の複数を推進できるようであれば、コストをかけてでも進めるメリットがあるかもしれない。

(所管部局)

いわゆる空き教室の活用については、一定数の空き教室がないとスペースが不足することや、公民館としての利用者動線と学校運営上の利用者動線やセキュリティ維持、駐車場の確保などの課題があり、現時点では、老朽化した各地域に設置される公民館の位置的なニーズも踏まえた具体的な候補はない。しかし、中央図書館の分室である北光分室を北光小学校の図書室と併設しているなどの例もあり、様々な集約化の可能性を探っているところである。

(委員)

空き家を地域集会施設に活用できないか。各町内にあるため、町内コミュニティの活性化になると思う。

(委員)

高齢者は移動手段が自家用車ではないことも多い。空き家を使って身近な地域集会施設があればよいのではとも思うが、市と地域のどちらが実施すべきかなど難しい側面もある。

	<p>(所管部局)</p> <p>地域活動を推進する所管部局では、地域会館の運営など、様々な地域活動に対する補助事業等も実施している。</p> <p>(委員)</p> <p>空き家の活用は法律関係の話題としても注目を集めている。しかし、所有権の問題があるため、自治体といえども簡単ではない。所有権の問題が解決できれば活用の幅があると思う。</p> <p>(委員)</p> <p>中央公民館を使うことがあるが、高齢者が来やすい環境だ。一方で、特定の曜日・時間帯に利用が集中し、駐車場が不足することがある。地域集会施設は地域ごとにあることが重要だが、市内中心部にもあると利便性が高いのではと思う。</p> <p>(所管部局)</p> <p>本市では、貸室としての性質を持つ集会施設について、機能提供範囲から3つに区分している。このうち、機能提供範囲が主に地域となるものを地域集会施設としている。このほか、中心部等において市内全域に機能を提供する施設や、地区会館などの複数の町内会に機能を提供するものについては、地域集会施設とは別に整理されているが、参考とさせていただく。</p> <p>(委員)</p> <p>市民参加手続の認知度や意見の件数は多いのか。</p> <p>(所管部局)</p> <p>地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)に対する市民参加手続の意見は前回と同程度であるが、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続の意見は前回は大きく上回っており、関心が高い又は維持されているものと考えている。また、市民説明会等においても、多くの意見等をいただいている。</p>
<p>3 閉会</p>	<p>・佐々木会長の進行で、次回会議で議事を続行することとし、閉会した。</p>